

○厚生労働省告示第三百十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、高所作業車特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

高所作業車特定自主検査基準

- 一 この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百九十四条の二十六第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二 特定自主検査は、次の表の左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わ

なければならぬ。

1 原動機

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準	
1.1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a 始動性	スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b 回転の状態	① アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	① 回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			② アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③ エンジンを加速した際における、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③ 引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c 排気の状態	① エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	① 排気色及び排気音が正常であること。
			② 排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	② ガス漏れがないこと。
		d エアクリナー	① ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	① ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			② エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	② 著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③ 油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリナーに限る。）。	③ 油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、著しい汚れがないこと。
		e 締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。	緩み及び脱落がないこと。

f 弁すき間	① 弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、弁すき間の異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	① 弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② 弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
g 圧縮圧力	① 圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	① 圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② 圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
h 過給機	① アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
	② 本体（吸排気管接続部を含む。）からのガス漏れの有無を調べる。	② ガス漏れがないこと。
i エンジンマウント	① ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。
	② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	③ 損傷及び劣化がないこと。
(2) 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び損傷がないこと。

(3) 燃料装置	① 燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。
	② 燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	② 損傷及び劣化がないこと。
	③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
(4) 高圧ガス燃料装置	① 導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。	① ガス漏れがないこと。
	② 導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂及び損傷がないこと。
	③ ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	③ 緩み及び損傷がないこと。
(5) ブローバイガス還元装置	① メターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
	② メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	② 詰まり及び損傷がないこと。
(6) 冷却装置	① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	① 水量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	② 水漏れ及び目詰まりがないこと。
	③ ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③ ひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
	④ ラジエーターキャップのバルブ機能の異常の有無を調べる。	④ 正常に機能すること。
	⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤ 損傷がないこと。
	⑥ ファンベルトの緩みを調べる。	⑥ 張り具合が適正であること。
	⑦ ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦ 著しい摩耗及び損傷がないこと。

		⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧ 亀裂、損傷及び変形がないこと。	
		⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨ 緩み及び脱落がないこと。	
(7) 点火装置		① ディストリビューターキャップの亀裂の有無を調べる。	① 亀裂がないこと。	
		② 高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	② 損傷がなく、かつ、はめ込みが正常であること。	
		③ ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	③ 焼損及び突起がないこと。	
		④ 点火プラグの電極及びがい子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	④ 汚れ、焼損及び破損がないこと。	
		⑤ フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	⑤ 緩み及び損傷がないこと。	
		⑥ 点火時期を調べる。	⑥ 点火時期が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。	
(8) 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。	
	b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケータの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	① 電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケータの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。	
		② 端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	② 緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。	
	c 配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。	① 緩みがないこと。	
② 損傷の有無を調べる。		② 損傷がないこと。		
1.2 ディーゼルエンジン	(1) 本体	a 始動性	① スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。 ② 予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。	① 始動が容易で、かつ、異音がないこと。 ② 正常に作動すること。

	<ul style="list-style-type: none"> b 回転の状態 c 排気の状態 d エアクリーナ ー e 締付け f 弁すき間 g 圧縮圧力 h 過給機 i エンジンマウ ント 	この表の「1.1 ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 潤滑装置	この表の「1.1 ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 燃料装置	① 燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。	
		② 燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	② 損傷及び劣化がないこと。	
		③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び目詰まりがないこと。	
	(4) 冷却装置	この表の「1.1 ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(5) 電気装置	<ul style="list-style-type: none"> a 充電装置 b バッテリー c 配線 	この表の「1.1 ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(6) エアコンプレッサー	① コンプレッサーを作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。	
		② コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。	
		③ エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜まっていないかを調べる。	③ 水が溜まっていないこと。	
		④ アンローダー機能の適否を調べる。	④ 上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。	
1.3 電動機	(1) 電動機本体	① 電動機本体の異常振動及び軸受部の異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。	

	② ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	② 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、全周の当たり具合が正常であること。
	③ コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	③ 汚れ及び著しい摩耗がないこと。
	④ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。
(2) 駆動用ベルト	① ベルトの緩みを調べる。	① 当該車体の構造及び性能に照らし、張り具合が適正であること。
	② ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	② 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	③ プーリーカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③ 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
(3) コンタクター	① コンタクターを作動させて機能の異常の有無を調べる。	① 正常に機能すること。
	② 接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる。	② 緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
(4) 保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(5) 制御盤	① 各機器の損傷の有無を調べる。	① 損傷がないこと。
	② ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	② ヒューズの容量及び取付け状態が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
(6) 配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。	① 緩みがないこと。
	② 損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
(7) 充電装置（車体と一体となっているものに限る。）	① 作動させて機能の異常並びに異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、異音及び異常発熱がないこと。
	② 過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	② 正常に作動すること。
(8) バッテリー	① 電解液の量を調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケータの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	① 電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケータの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。

	<p>② 電解液の比重を調べる。 ただし、電解液の比重を確認できない構造のバッテリーについては、①の検査により省略することができる。</p>	<p>② 比重が 20℃で 1.17～1.28 であること。</p>
	<p>③ 端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。</p>	<p>③ 緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。</p>
	<p>④ 容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。</p>	<p>④ 損傷及び液漏れがないこと。</p>

2 下部走行体（トラック式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.1 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	① アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともに、トランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	① 異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		② クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	② 滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	(2) クラッチペダル	① 操作してペダルの重さ及びペダルの戻り具合を調べる。	① ペダルの重さ及びペダルの戻り具合が適正であること。
		② ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	② ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	(3) マスターシリンダー	① ペダルを操作し、油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	(4) パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	(5) トランスミッション	① レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(6) トルクコンバーター	① 負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(7) 動力取出し装置（別名PTO）	① 動力取出し装置（別名PTO）を作動させて、作動の適否及び異音の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、異音がないこと。
② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。		② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。	
③ ケースからの油漏れの有無を調べる。		③ 油漏れがないこと。	

	(8) プロペラシャフト	① 両輪を浮かせた状態で駆動させ、振れの有無を調べる。	① 異常な振れがないこと。
		② スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリング部のがた及び損傷の有無を調べる。	② 著しいがた及び損傷がないこと。
		③ 連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み、損傷及び脱落がないこと。
	(9) デファレンシャル	① 両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
		④ デフロク装置を作動させて異常の有無を調べる。	④ 正常に作動すること。
	(10) ファイナルドライブ	① 両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
③ ケースからの油漏れの有無を調べる。		③ 油漏れがないこと。	
2.2 走行装置	(1) フロントアクスル	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。
		② キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	② 結合部に損傷及びがたがないこと。
	(2) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	(3) タイヤ（ホイールを含む。）	① 空気圧を調べる。	① 空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		② 亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	② 走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③ 溝の深さを調べる。	③ 著しい摩耗がないこと。
		④ 金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	④ 異物のかみ込みがないこと。

		⑤ ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
		⑥ リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑥ 走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑦ 走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑦ がた、異音及び異常発熱がないこと。
(4) シャシーばね		① スプリングの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		② 車体の前方及び後方から車両姿勢の傾き具合を調べる。	② 著しい傾きがないこと。
		③ リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部の緩み及び損傷の有無を調べる。	③ 緩み及び損傷がないこと。
		④ スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。	④ がた及び損傷がないこと。
		⑤ リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。	⑤ リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。
		⑥ スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑥ 亀裂及び損傷がないこと。
		⑦ ブラケットのリベット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦ 緩み及び脱落がないこと。
(5) スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。	
(6) ショックアブソーバー	① 外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。	① 油漏れ及び損傷がないこと。	
	② 取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	② 亀裂及びがたがないこと。	
2.3 操縦装置	(1) ハンドル	① 走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	① 振れ及び取られがなく、かつ、戻り具合及び重さが適正であること。

	② 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	② 著しいがたがなく、かつ、取付け部に緩みがないこと。
(2) ギヤボックス	① ギヤボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	② ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
(3) ロッド及びアーム類	① 亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
	② ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂及び損傷がないこと。
	③ ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	③ 著しいがた及び摩耗がないこと。
	④ 連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。
(4) ナックル	① 連結部のがたの有無を調べる。	① がたがないこと。
	② ナックルとフロントアクスルとの隙間を調べる。	② 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	③ 亀裂及び損傷の有無を調べる。	③ 亀裂及び損傷がないこと。
(5) かじ取り車輪	① ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度及びかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	① 左右に著しい相異がないこと。
	② ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	③ かじ取り車輪と他の部分とが接触していないかを調べる。	③ 接触していないこと。
(6) パワーステアリング装置	① リザーバタンク内の油量を調べる。	① 適正であること。
	② 油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	③ ホース及びパイプのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③ 著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。

		④ ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
2.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	① ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		② 走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	② 効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、高所作業車構造規格（平成2年労働省告示第70号）第5条第2項の規定に適合すること。
		③ ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。	③ エアの混入がないこと。
	(2) 駐車ブレーキ	① レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。	① 引きしろに余裕があること。
		② 無負荷状態において、20パーセント勾配（20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配をいう。右欄において同じ。）の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	② 効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		③ レバーの引く力又はペダルの踏力及びレバー又はペダルの戻り具合を調べる。	③ レバーの引く力又はペダルの踏力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、レバー又はペダルの戻り具合が正常であること。
		④ 爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(3) ブレーキロック（A O H式ブレーキのものに限る。）	① 駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② ブレーキロック作動時におけるブレーキの効き具合を調べる。	② 適正であること。
	(4) ロッド、リンク及びケーブル類	① 損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。	① 損傷及び緩みがないこと。

	② ブレーキを作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	② 緩み及びがたがなく、かつ、割りピンの欠損がないこと。
(5) ホース及びパイプ	① 圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	① 油漏れ及びエア漏れがないこと。
	② ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	② 著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
	③ ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
(6) オイルブレーキ	① ペダルを操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査は省略することができる。	① 円滑に作動すること。
	② ペダルを操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	② 油漏れがないこと。
	③ リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
(7) エアブレーキ	① ペダルを操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及びペダルの戻り具合を調べる。	① ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、ペダルの戻り具合に異常がないこと。
	② エアリザーバを規定値まで加圧した後、リザーバ、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
(8) ブレーキ倍力装置	① チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
	② ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
(9) ブレーキドラム及びブレーキシュー	① ドラムとライニングの隙間を調べる（アジャスター手動調整式のものに限り。）。	① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

	<p>② ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p>	② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	<p>③ ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p>	③ 腐食及びへたりのないこと。
	<p>④ ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p>	④ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
(10) バックプレート	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。
	② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
(11) ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	① ペダルを操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。	① 引きずりがいないこと。
	② パッドの厚さを調べる。	② パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	③ ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 <p>亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p>	③ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	④ ピストンからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	⑤ ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング	① ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 緩み及び脱落がないこと。

		<p>② ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p>	<p>② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
		<p>③ ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。</p> <p>亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p>	<p>③ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(13) 二重安全ブレーキ機構	<p>自動漏出防止弁及び非常用制動装置（スプリングブレーキを含む。）の作動具合を調べる。</p>	<p>正常に作動すること。</p>
2.5 車体関係	(1) 車枠及び車体	<p>① シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び著しい変形がないこと。</p>
		<p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) キャブ	<p>① 亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。</p>
		<p>② ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。</p>	<p>② 開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。</p>
		<p>③ ガラスのがた及び破損の有無を調べる。</p>	<p>③ がた及び破損がないこと。</p>
	(3) 座席	<p>① 調整・ロック装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>① 正常に作動すること。</p>
		<p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(4) シートベルト	<p>① ベルトの損傷の有無を調べる。</p>	<p>① 損傷がないこと。</p>
		<p>② シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。</p>	<p>② 正常にロックされること。</p>
		<p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(5) 昇降設備及び滑り止め	<p>① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。</p>

	② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
(6) 表示板	高所作業車構造規格第16条、第21条及び第26条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
(7) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。）	① 各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	① 正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
	② 各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	② 破損及び水等の浸入がないこと。
(8) 計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
(9) 後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

3 下部走行体（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
3.1 走行装置	(1) フロントアクスル及びリヤアクスル (2) タイヤ（ホイールを含む。）	この表の「2 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 減速機	① 走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(4) 油圧モーター	この表の「6 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(5) 電動機（ホイールモーターに限る。）	この表の「1.3 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
3.2 操縦装置	(1) ロッド及びアーム類 (2) ナックル (3) かじ取り車輪	この表の「2 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ステアリングシリンダー	この表の「6 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3 制動装置	(1) 走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、高所作業車構造規格第5条第2項の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	無負荷状態において、20パーセント勾配（20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあつては、その登坂能力に相当する勾配をいう。右欄において同じ。）の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
3.4 車体関係	(1) 車体（走行フレームに限る。）	① フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	(2) ビーム及びロック（トレッド拡幅型を含む。）	① ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。	① 円滑に伸縮すること。
		② 亀裂及び変形の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。
		③ ロックを操作して掛かり具合を調べる。	③ 確実にロックできること。
(3) 油圧シリンダー（ビーム伸縮用に限る。） (4) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	この表の「6 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。		

4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
4.1 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② 走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異音及び異常発熱がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ 軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	(2) 上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② 走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異音及び異常発熱がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	(3) 履帯（別名クローラベルト）	① シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
		③ リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③ 亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		④ 履帯の張り具合を調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤ トラックピンの抜出しの有無を調べる。	⑤ 抜出しがないこと。
	(4) ゴム履帯	① スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	① 切断及び著しい損傷がないこと。
		② ゴムの欠け、劣化及び摩耗の有無を調べる。	② 著しい欠け、劣化及び摩耗がないこと。
		③ 芯金の脱落の有無を調べる。	③ 芯金の脱落がないこと。

		④ 履帯の張り具合を調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
(5) 履帯調整装置	① グリースタイプのものにあつては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリータイプのものにあつては、調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	① 正常に作動すること。	
	② 調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	② 亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。	
	③ 調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。	
(6) 走行減速機	① 異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。	
	② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。	
	③ 油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。	
(7) 油圧モーター (8) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	この表の「6 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
(9) 電動機	この表の「1.3 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.2 制動装置	(1) 走行ブレーキ (2) 駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	この表の「3 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3 車体関係	下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	① 亀裂、損傷、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。

5 作業装置

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
5.1 ブーム	(1) ブーム（ラダーを含む。）	① ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。	① 全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。
		② ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。	② 著しいねじれがないこと。
		③ 伸縮動作を行って、ブームごとの曲がりの有無を調べる。	③ 著しい曲がりがなく、かつ、伸縮動作に支障がないこと。
		④ ブームラップ部のへこみ（底板の湾曲を含む。）の有無を調べる。	④ 著しいへこみがないこと。
		⑤ 側面板のうねり及びひずみの有無を調べる。	⑤ 特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり及びひずみがないこと。
		⑥ 打痕及び局部的なへこみの有無を調べる。	⑥ 著しい打痕及び局部的なへこみがないこと。
		⑦ ブームを全伸長して上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 がたが大きい場合は、各スライディングパッドの摩耗量を調べる。	⑦ 著しいがた及び摩耗がないこと。
		⑧ 溶接部の亀裂及び損傷の有無を、特に次の（イ）から（へ）までに掲げる事項について重点的に調べる。 （イ）起伏シリンダー取付けブラケット部分 （ロ）ブームラップ部の上下補強部分 （ハ）ブームフート部分 （ニ）ブームポイント部分 （ホ）側面補強板部分 （ヘ）伸縮ロープ取付け部分 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑧ 亀裂及び損傷がないこと。
	(2) 絶縁ブーム及び絶縁カバー	① 絶縁ブーム及びカバーの亀裂、損傷及び汚れの有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい汚れがないこと。
② 絶縁カバーの取付け状態を調べる。		② 取付け状態が適正であること。	

	(3) ヒンジピン（ブームフット部、シリンダー部、作業床部を含む。）	① ブームを作動させ、各連結部のがたの状態を調べる。	① 著しいがたがないこと。	
		② ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。	
	(4) 屈折機構	a 屈折チェーン及びスプロケット	① 屈折チェーン及びスプロケットの損傷、摩耗及びたるみの有無を調べる。	① 損傷、著しい摩耗及びたるみがないこと。
			② 取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	② 損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。
		b 屈折リンク及びピン	① 屈折リンク及びピンの亀裂及び損傷の有無を調べる。	① 亀裂及び損傷がないこと。
			② 屈折リンク及びピンの取付け状態を調べる。	② 取付け状態が適正であること。
			③ 屈折及び旋回を行い、各連結部のがたの有無を調べる。	③ 著しいがたがないこと。
		c ワイヤロープ	① ワイヤロープの直径の減少量を調べる。	① 減少量が公称径の7パーセント以下であること。
	② ワイヤロープの素線切れの有無を調べる。		② ワイヤロープの1より当たりの素線切れの数が、素線数の10パーセント以内であること。	
	(5) 送油ガイド（ケーブルベアを含む。）	① ブームの伸縮を行い、送油ガイドの作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。	② 著しい損傷がないこと。	
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。	
5.2 昇降装置	(1) リフトアーム及びマスト	① リフトアーム操作を行い、異音、引っ掛かり及びインナーマストとアウターマストとの間のがたの有無を調べる。	① 異音、引っ掛かり及び著しいがたがないこと。	
		② 作業床を最大限上昇させてリフトアーム及びマストの亀裂、ねじれ及びかじりの有無を調べる。	② 亀裂、著しいねじれ及びかじりがないこと。	
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。	
		④ ヒンジピンの損傷の有無及び取付け状態を調べる。	④ 損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。	
		⑤ 連結部のがたの有無を調べる。	⑤ 著しいがたがないこと。	
	(2) リフトチェーン	① チェーンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 損傷及び著しい摩耗がないこと。	

		② チェーン取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	② 著しい損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。		
5.3 作業床装置	(1) 平衡装置	① 起伏及び屈折を行い、平衡装置の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。		
		② ワイヤロープ及びチェーンの亀裂、損傷、たるみ及び摩耗並びにシーブ及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、損傷、著しいたるみ及び摩耗がないこと。		
		③ ターンバックル及び取付けピンの損傷並びに抜け止め部の異常の有無を調べる。	③ 損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。		
	(2) プラットフォーム及び手すり	① 亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。		
		② 出入口の開閉状態及びロックの異常の有無を調べる。	② 開閉状態及びロックに異常がないこと。		
	(3) バケット及びバスケット	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。		
		② バケットライナーの損傷の有無を調べる。	② 著しい損傷がないこと。		
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。		
	(4) 胴網環及び補助ロープ掛け	① 損傷の有無を調べる。	① 損傷がないこと。		
		② 取付け状態を調べる。	② 取付け状態が適正であること。		
	(5) 首振り装置（シリンダー式、モーター式、電気式に限る。）	① 首振り動作を行い、作動の適否及び異音の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、異音がないこと。		
		② 減速機、ブラケット等の損傷及び油漏れの有無を調べる。	② 損傷及び油漏れがないこと。		
		③ 首振りベース、リンク、ロックピン及びチェーンの亀裂及び変形の有無を調べる。	③ 亀裂及び著しい変形がないこと。		
		④ ロックを操作して掛かり具合を調べる。	④ 確実にロックできること。		
		⑤ 各部の取付け状態を調べる。	⑤ 取付け状態が適正であること。		
	5.4 アタッチメント	(1) つり上げ装置	a つり上げ装置	① つり上げ装置を作動させ、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
			② 定格荷重の荷をつり、ブレーキの動作状態を調べる。	② 正常に作動すること。	
			③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。	
			④ ケースからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。	

		⑤ 減速機、ベース、ウィンチボ スト、各セットピン、ロックピ ン等の亀裂、損傷及び変形の有 無を調べる。	⑤ 亀裂、損傷及び変形がないこと 。
		⑥ 各セットピン及びロックピン を作動させて異常の有無を調べ る。	⑥ ピンが正常に作動すること。
		⑦ 各部の取付け状態を調べる。	⑦ 取付け状態が適正であること。
	b ワイヤロープ	この表の「5.1 ブーム」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c 繊維ロープ	① 仕様及び長さの適否を調べる 。	① 当該車体の構造及び性能に照ら し、適正なロープを使用している こと。
		② ロープの素線切れ、毛羽立ち 及び摩耗の有無を調べる。	② 著しい素線切れ、毛羽立ち及び 摩耗がないこと。
		③ ロープの外層及び内層の破断 の有無並びに乾燥状態を調べる 。	③ 外層及び内層の破断がなく、か つ、ロープが乾燥していること。
		④ シンプルの亀裂、変形及び摩 耗の有無を調べる。	④ 亀裂、著しい変形及び摩耗がな いこと。
		⑤ 端末処理の損傷及び糸のほつ れの有無を調べる。	⑤ 著しい損傷及び糸のほつれがな いこと。
		⑥ ロープが確実にドラムへ装着 されているか調べる。	⑥ 確実に装着されていること。
	d フック	① フックの変形及び摩耗の有無 を調べる。	① 著しい変形及び摩耗がないこと 。
		② ロープ外れ止めの損傷の有無 を調べる。	② 損傷がないこと。
	e サブブーム	サブブームの亀裂、損傷及び変 形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がない こと。
(2)	油圧取出し口	① カップリングの損傷及び油漏 れの有無を調べる。	① 損傷及び油漏れがないこと。
		② キャップの取付け状態を調べ る。	② 取付け状態が適正であること。

6 油圧装置

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
6.1 油圧装置	(1) 作動油タンク	① タンク取付け部及び外周壁面の溶接部並びにカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。 加圧式タンクの場合は、作動油タンク（安全弁を含む。）からのエア漏れの有無を調べる。	① 油漏れ及びエア漏れがないこと。
		② 機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	③ 目詰まりがないこと。
		④ ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(2) フィルター（サクシオンフィルター、リターンフィルター、ラインフィルターを含む。）	① フィルターエレメントを取り出し、汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、フィルターエレメントについて、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	① 汚れ及び損傷がないこと。
		② フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	(3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	① 亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		② 継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ 取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	(4) 油圧ポンプ（駆動装置を含む。）	① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。

	② 油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	③ 油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 ただし、②の検査の結果、異常振動、異音及び異常発熱がない場合は、この検査を省略することができる。	③ 吐出量及び吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
(5) 油圧モーター（旋回用、ウインチ用、走行用を含む。）	① パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
	② 油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	② 作動状態に異常がなく、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
(6) 油圧シリンダー（起伏用、伸縮用、屈伸用、昇降用、バケット用、平衡装置用、首振り装置用、かじ取り用、アウトリガー用を含む。）	① 油圧シリンダーの作動の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。
	② 数回伸縮させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	③ 負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	③ 伸縮量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	④ シリンダーチューブ及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	④ 打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
(7) 方向制御弁（コントロール弁、パイロットコントロール弁を含む。）	① スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。	① 円滑に作動すること。
	② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
	③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
(8) 電磁弁	① 電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
	② 油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
(9) 圧力制御弁（リリーフ弁、減圧弁、シーケンス弁、カウンターバランス弁、アンロード弁、ブレーキ弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。	① 圧力制御弁が正常に作動すること。
	② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。

(10) 流量制御弁（絞り弁、フローコントロール弁、デバイダー弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	① 流量制御弁が正常に作動すること。
	② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
(11) 逆止め弁（チェック弁、パイロットチェック弁、シャトル弁を含む。）	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	① 逆止め弁が正常に作動すること。
	② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
(12) オイルクーラー	① 暖機運転の後、油温の適否を調べる。	① 冷却効果が適正であること。
	② フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	② 目詰まり、著しい変形及び破損がないこと。
	③ クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	④ ファンベルトの緩みを調べる。	④ 張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑤ ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑤ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑥ 電動式オイルクーラーにあつては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑥ 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
(13) アキュムレーター	① アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	① アキュムレーターが正常に作動すること。
	② 配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。	② 振れ及び異音がないこと。
	③ ガス封入圧を調べる。 ただし、①の検査の結果、正常に作動し、かつ②の検査の結果、振れ及び異音がない場合は、この検査を省略することができる。	③ ガス封入圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
(14) 回転継手（センタージョイント、スィベルジョイントを含む。）	負荷をかけた状態で回転させ、回転の状態と回転継手からの油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。

7 操作装置

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
7.1 操作装置	(1) 操作レバー、スイッチボタン等（走行用、作業用に限る。）	レバー等を操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
	(2) リモートコントロール装置	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。

8 安全装置等

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
8.1 安全装置	(1) 作業範囲規制装置	① バケット内が無負荷状態で下部の操作装置を操作して作動の適否を調べる。 ただし、作業範囲規制装置のうち、モーメントリミッターについては、積載荷重の荷を載せて調べる。	① 正常に作動すること。
		② 各機器等の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
	(2) 過積載防止装置	① 作業床に積載荷重を超える荷を載せ、自動停止装置及び警報装置等の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② 各機器等の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
	(3) 車体傾斜角警報装置	① 製造者が定める方法により、警報装置等の作動の適否を調べる。	① 警報装置等の作動が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		② 各機器等の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
	(4) アウトリガーインターロック	① ジャッキを接地しない場合に、作業床の上昇及び旋回を行うことができないことを確認する。	① ジャッキを接地しない場合に、上昇及び旋回を行うことができないこと。
		② 各機器等の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
(5) 緊急停止装置	各操作レバーを入れた状態で緊急停止レバー又はボタンを操作して緊急停止装置の作動が停止すること、さらに緊急停止レバー又はボタンを復帰側に操作して作動が即時に復帰することを確認する。	正常に作動すること。	
(6) 非常用ポンプ装置	① エンジンを停止し、始動スイッチを入れた状態で、下部及び作業床部において非常用ポンプボタンを押しながら起伏、伸縮及び旋回のレバーを操作して作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	

		② ポンプ、スイッチ等の取付け状態を調べる。	② 取付け状態が適正であること。	
(7) 角度計		① 起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② 角度計の損傷及び目盛等の鮮明度を調べる。	② 損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。	
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。	
(8) アースリール線		アースリール線の抵抗を調べる。	抵抗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。	
(9) 規制装置（各速度規制装置を含む。）及び検出装置（アウトリガー張出し検出装置、接触警報装置を含む。）		① 各規制装置、検出装置等の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② 各機器等の損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。	
		③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。	
8.2 アウトリガー	(1) ビーム、ビームボックス及びフロート	① ビームを伸縮させて引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	① 引っ掛かり等がなく、かつ、円滑に作動すること。	
		② ビーム、ビームボックス及びフロートの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。	
	(2) ロック及びロックピン	① ロック作動時の異常の有無を調べる。	① 正常に作動すること。	
		② ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	② 変形及び損傷がないこと。	
	(3) ジャッキ		ジャッキを上下させて、亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

9 車体関係等

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
9.1 車体関係	(1) ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	(2) 旋回ベアリング及び旋回ギヤ	① 緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	① 引っ掛かり及び異音がないこと。
		② 旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		③ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	④ 損傷がないこと。
	(3) 旋回減速機	① 旋回動作中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(4) 旋回ロック	① ロックを操作して、掛かり具合を調べる。	① 確実にロックされること。
		② ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	② 亀裂及び損傷がないこと。
	(5) カウンターウェイト	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	(6) サブフレーム	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	(7) ブーム受台	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
② 緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。		② 著しい損傷及び脱落がないこと。	
③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。		③ 緩み及び脱落がないこと。	

<p>(8) キャブ (9) 座席 (10) シートベルト (11) 昇降設備及び滑り止め (12) 表示板 (13) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） (14) 計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） (15) 後写鏡及び反射鏡</p>	<p>この表の「2 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。</p>	
<p>(16) 給油脂</p>	<p>① 各部の給油脂状態を調べる。</p>	<p>① 給油脂が十分であること。</p>
	<p>② 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。</p>	<p>② 正常に作動すること。</p>
<p>9.2 総合テスト</p>	<p>走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</p> <p>各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</p>	